平成２５年（フ）第４５３３号
大阪府茨木市総持寺２丁目13番20号
破産者　井上　　茂
1　破産債権の届出期間　平成26年11月28日まで
2　一般調査期日　平成27年１月19日午後３時30分
平成26年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７４号
奈良市南京終町３丁目439番地の10
破産者　小柳　　茂
1　破産債権の届出期間　平成26年11月30日まで
2　一般調査期日　平成26年12月17日午前10時
平成26年10月29日　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９４７号
大阪府東大阪市花園東町１丁目19番５号　にしのハイツ301号、前住所大阪府東大阪市若江東町２丁目１番24号　豊丸方
破産者　角中　義剛
1　破産債権の届出期間　平成26年12月１日まで
2　一般調査期日　平成27年１月22日午後３時30分
平成26年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９７２号
神戸市兵庫区塚本通８丁目１―23　ウエストコート１番館601号室、住民票上の住所神戸市兵庫区兵庫町１丁目１番８号
破産者　石原慎志郎
1　破産債権の届出期間　平成26年12月２日まで
2　一般調査期日　平成27年１月21日午前10時30分
平成26年10月28日
神戸地方裁判所第３民事部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第７２８１号
奈良県生駒市さつき台１丁目680番地の１、住民票上の住所大阪市中央区上汐２丁目２番６号
破産者　大野　定俊
1　期日　平成26年12月25日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２２号
長野県駒ヶ根市赤穂3964番地
破産者　川上　甲治
1　期日　平成27年１月21日午前10時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
3　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
平成26年10月29日　長野地方裁判所伊那支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第８号
福岡県大牟田市平原町52番地３　県営住宅龍湖瀬団地１棟113号、開始決定時住所福岡県大牟田市大字宮崎2490番地１　コーポ福山101号
破産者　松岡　道子
異議申述期間　平成27年１月７日まで
平成26年10月29日
福岡地方裁判所大牟田支部

免責許可決定

平成２６年（フ）第１８９号
新潟市東区寺山２丁目20番２号　紅葉マンション202
破産者　髙林　君男
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０７３号
東京都渋谷区神宮前２丁目６番17号
清算株式会社　株式会社アンティーブ
代表清算人　杉田　良孝
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第１７号
岐阜市神田町７丁目12番地
清算株式会社　日新産業株式会社
代表清算人　名知　清仁
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所

平成２６年（ヒ）第３０１４号
大阪市天王寺区北河堀町２番10号
清算株式会社　株式会社日本脳力開発研究所
代表清算人　藤山　守重
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第１４号
さいたま市見沼区宮ヶ谷塔３丁目105番地
清算株式会社　株式会社彩栄テレコム
代表清算人　齋藤　千敏
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

監督命令

平成２６年（再）第２号
京都市北区平野宮西町８番地
再生債務者　東　　佳弘
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　京都市中京区河原町通二条西入宮崎ビル２階　中村利雄法律事務所　弁護士　平尾　嘉晃
平成26年10月24日
京都地方裁判所第５民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第１号
新潟県燕市吉田東栄町14番33号
再生債務者　株式会社東栄（旧商号株式会社きむら食品）
1　決議に付する計画案　平成26年10月16日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
(1)　期日　平成26年12月19日午前11時
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成26年12月11日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成26年12月５日
平成26年10月27日　新潟地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２６年（再）第１号
埼玉県越谷市大字南荻島1279番地
再生債務者　有限会社ともえ米菓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年10月27日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再）第２号
埼玉県越谷市大字南荻島1279番地
再生債務者　沼口　忠史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年10月27日
さいたま地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成２３年（再）第１号
栃木県那須郡那珂川町三輪字ハヌキ沢1283番地
再生債務者　那須八溝物産株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成26年10月27日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２３年（再）第３号
栃木県宇都宮市梁瀬町813番地６
再生債務者　有限会社ろくはら
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成26年10月27日
宇都宮地方裁判所第１民事部